



第62回

定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日～2024年3月31日

開催
日時

2024年6月13日(木曜日)
午後2時

開催
場所

東京都千代田区九段南1丁目6番5号
ミスミグループ本社
(九段会館テラス14階)

※前回の会場から変更しております。

議案

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 社外取締役および監査役
の報酬総額改定の件

目次

■ 第62回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	7
■ 事業報告	19
■ 連結計算書類	41
■ 計算書類	44
■ 監査報告書	47

株式会社 ミスミグループ本社

証券コード: 9962

ご来場された株主さまへのお土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 9962
2024年5月28日

株 主 各 位

東京都千代田区九段南1丁目6番5号
株式会社ミスミグループ本社
代表取締役会長 西本甲介

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.misumi.co.jp/ir/stock/syousyu.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスの場合は、「銘柄名(会社名)」欄に「ミスミグループ本社」または「コード」欄に「9962」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネットにより行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月12日(水曜日)午後5時まで**に、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月13日(木曜日) 午後2時(受付開始 午後1時)
2. 場 所 東京都千代田区九段南1丁目6番5号
ミスミグループ本社(九段会館テラス14階)

開催場所が昨年と異なりますので、末尾に記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違のないようにご来場ください。

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第62期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 社外取締役および監査役の報酬総額改定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 郵送により議決権を行使される場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年6月12日(水曜日)午後5時まで
に到着するようご返送ください。
なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合
4頁の「インターネットによる議決権行使について」をご高覧のうえ、インターネットにより当社指定の
議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、2024年6月12日(水曜日)
午後5時まで議決権をご行使ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求をされた株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項につきましては記載しておりません。なお、会計監査人および監査役は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・事業報告の「新株予約権等に関する事項」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
- ◎株主総会決議の結果は当社ウェブサイト(<https://www.misumi.co.jp/ir/stock/>)に掲載させていただく予定です。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **2024年6月13日（木曜日）午後2時開催**
(受付開始は午後1時を予定しております)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、こちらの「招集ご通知」をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合



書面（郵送）にて行使される場合

行使期限 **2024年6月12日（水曜日）午後5時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットにより行使される場合

行使期限 **2024年6月12日（水曜日）午後5時まで**

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

 議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>

インターネットによる議決権行使について

当社指定の議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイトのご利用方法

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取りください。
ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。
以降画面の案内に従って賛否をご入力ください。

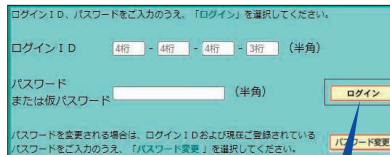


ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使サイトにアクセスする
2. お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「次の画面へ」をクリック



入力して「ログイン」をクリック

以降画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 郵送とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきます。
- インターネットにより、複数回수에わたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

TEL 0120-173-027（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

インターネットによる株主総会のライブ配信のご案内

当社の株主総会をご自分のパソコンやスマートフォンで視聴していただけるように、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を以下のとおり行います。

株主総会へご出席される株主さまへのご案内

株主総会へご出席される株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず、ご出席の株主さまが映ってしまう場合がございますので、予めご了承ください。

配信日時 2024年6月13日（木曜日）午後2時から株主総会終了時刻まで

※ライブ配信の視聴ページは、開始時刻30分前の午後1時30分頃からアクセスできるようになります。

ご視聴の方法

1. 以下いずれかの方法でサイトにアクセスしてください。

① 議決権行使書用紙裏面に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

※QRコードを読み取ると、ログインIDとパスワードの入力を省略してログインすることができます。

② 以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかの方法で、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」（以下、「本ウェブサイト」）へアクセス。

URL <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



2. 本ウェブサイトにて、ログインIDおよびパスワードを入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックを入れましたら、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

ログインIDは、お手元の議決権行使書用紙裏面の左側に記載の「ログインID」（15桁の半角英数字）、パスワードは、「ログインID」のすぐ下にある「パスワード」（6桁の半角数字）です。

※「ログインID」と「パスワード」は、いずれも議決権行使書を投函される前に必ずお手元にお残してください。

※本ウェブサイトは、「議決権行使ウェブサイト」とは異なります。

例

《 ログインID : 9999-9999-9999-999
パスワード : 999999 》



3. ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックして、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックを入れましたら、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

4. 当日ライブ視聴ページが表示されます。

視聴環境テストの方法

Engagement Portal内の「視聴環境テストサイト」にて、ご確認いただくことが可能です。

ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項

- (1) ライブ配信を視聴していただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、ライブ配信をご視聴される株主さまは、当日会場にご出席いただく場合と異なり、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行うことができません。
- (2) 議決権の行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や4頁でご案内しているインターネットによる議決権行使、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。
- (3) ご使用のパソコンおよびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、映像や音声に不具合が生じたり、ご視聴いただけない場合がありますので、予めご了承ください。
- (4) ご視聴いただく場合の費用（インターネット接続料金、通信料金等）は株主さまのご負担となります。
- (5) ライブ配信の撮影、録画、録音、保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- (6) ご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- (7) 同封の議決権行使書を紛失された場合、【本ウェブサイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

本ウェブサイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-676-808 (通話料無料/受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)

※ただし株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで

第1号議案 剰余金の配当の件

当社グループは、社員の挑戦を起点として、顧客であるI A（インダストリアル・オートメーション）産業の持続的成長へ貢献し、I A産業の自動化、省力化による社会の持続的発展を支える成長連鎖経営を志向しております。この実現に向けて、地域・事業・新商品・新サービス開発等へ積極的な成長投資を行い、顧客時間価値向上に貢献する事業モデルの進化に取り組んでおります。また、中長期的な企業価値向上の実現に向けて、資本コストを的確に把握し、資本コストを超える資本収益性となるよう、エクイティスプレッドの拡大を目指しております。そのため、中長期的な視点での成長投資と株主の皆さまへの還元は、バランスを取りながら実施してまいります。

配当につきましては、従前、配当性向25%を目安としておりましたが、経営基盤拡充、財務体質の強化、資本効率の向上なども勘案し、配当性向30%を目安に実施するよう変更いたします。自己株式取得につきましては、手元資金、成長投資機会、株式市場の動向など状況に応じて、機動的に実施してまいります。

当期の期末配当につきましては、変更した上記の基準に従い、以下のとおり1株当たり14.87円とさせていただきますと存じます。

なお、年間配当金は、2023年12月5日に実施した1株につき12.60円（総額3,547,375,877円）の中間配当と合わせ、前期より2.67円減少の1株当たり27.47円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき14.87円 総額4,190,957,797円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月19日

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役8名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため、取締役を1名増員し、新任の社外取締役1名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。本議案の内容については、任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）における審議を経て、取締役会において決定しております。

なお、本議案の取締役候補者がすべて選任された場合、取締役会は、9名の取締役（男性7名、女性2名）で構成され、うち3名が社外取締役となります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社グループにおける地位および担当	取締役会への出席状況
1	にしもと こうすけ 西本 甲介	再任 代表取締役会長	14回／14回 (100%)
2	おおの りゅうせい 大野 龍隆	再任 代表取締役社長 株式会社ミスミ 代表取締役社長	14回／14回 (100%)
3	しみず あらた 清水 新	再任 社外取締役 (再任された場合業務執行を担う取締役に就任予定)	14回／14回 (100%)
4	かなたに ともき 金谷 知樹	再任 常務取締役 株式会社ミスミ 中亜事業グループ統括 兼 アジア企業体 企業体社長	14回／14回 (100%)
5	しみず しげたか 清水 重貴	再任 常務取締役 株式会社ミスミ 日本企業体 企業体社長	14回／14回 (100%)
6	ジョ ショウジュン 徐 少淳	再任 取締役 ミスミ（中国）精密機械貿易有限公司 董事長 兼 総経理	14回／14回 (100%)
7	なかの よういち 中野 庸一	再任 社外取締役	14回／14回 (100%)
8	すせき ともはる 栖関 智晴	再任 社外取締役	14回／14回 (100%)
9	やの けいこ 矢野 圭子	新任 社外	—

候補者番号

1

再任

にし もと こう すけ

西本 甲 介

1958年3月1日生



■ 所有する当社の株式の数

65,600株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 カネボウ(株) 入社
 1984年9月 (株)メイテック 入社
 1995年6月 同 取締役
 1996年7月 同 専務取締役
 1999年11月 同 代表取締役社長
 2003年4月 同 代表取締役社長 グループCEO
 2014年4月 同 取締役会長
 2015年6月 (株)インターワークス(現 (株)コンフィデンス・インターワークス) 社外取締役
 2017年4月 同 代表取締役会長 兼 社長
 2017年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役
 2019年6月 同 取締役副社長
 2020年2月 同 代表取締役会長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

西本甲介氏は、長年の企業経営者としての豊富な経験と日本の様々な製造業についての幅広い見識を有しております。これらの知見と経験を活かし、2019年6月より取締役副社長として、2020年2月からは代表取締役会長として、経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

再任

おお の りゅう せい

大野 龍 隆

1964年10月1日生



■ 所有する当社の株式の数

511,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 (株)ミスミグループ本社 入社
 2002年4月 同 執行役員
 2007年6月 同 取締役執行役員
 2008年10月 (株)駿河生産プラットフォーム 代表取締役社長
 同 (株)ミスミグループ本社 取締役常務執行役員
 2011年1月 駿河精機(株) 代表取締役社長
 2013年1月 (株)ミスミグループ本社 専務取締役
 2013年12月 同 代表取締役社長
 同 (株)ミスミ 代表取締役社長(現任)
 2014年6月 (株)ミスミグループ本社 代表取締役社長 CEO
 2020年2月 同 代表取締役社長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

大野龍隆氏は、当社代表取締役社長としてミスミグループをグローバル企業として更なる成長に導き、中長期的な企業価値向上に向けた戦略の策定と実現を図ってまいりました。また、当社グループの事業、オペレーション、生産など、これまでの幅広い分野における経験と知見を活かし経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

再任

しみず
清水 新

1972年6月1日生



■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年4月 アクセンチュア(株) 入社
2005年9月 同 エグゼクティブパートナー
2015年7月 同 戦略コンサルティング本部 統括本部長 執行役員
2017年3月 シーオス(株) 代表取締役副社長 COO
2017年6月 (株)インターワークス(現 (株)コンフィデンス・インターワークス) 社外取締役
2017年9月 (株)トラスト・テック (現 (株)オープンアップグループ) 社外取締役(現任)
2020年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)
2021年6月 (株)ピー・アンド・イー・ディレクションズ 取締役

■ 取締役候補者とした理由

清水新氏は、長年の戦略コンサルタントおよび経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2020年6月より、当社の社外取締役として独立した立場から当社グループ経営を監督しております。今後はこれらの経験と見識を活かし、経営の意思決定・監督を適切に遂行できると判断したため、業務執行を担う取締役候補者といたしました。なお、清水新氏の選任が承認された場合、専務取締役・C I Oに就任する予定です。

候補者番号

4

再任

かな たに とも き
金谷 知樹

1967年10月20日生



■ 所有する当社の株式の数

29,900株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 勸角証券(株) 入社
1992年4月 (株)佐渡島 入社
2000年6月 (株)ミスミグループ本社 入社
2015年12月 (株)ミスミ 中国企業体 企業体社長
2020年7月 (株)ミスミグループ本社 常務執行役員
2020年10月 (株)ミスミ 中亜事業グループ統括(現任)
2021年6月 (株)ミスミグループ本社 常務取締役(現任)
2023年1月 (株)ミスミ アジア企業体 企業体社長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

金谷知樹氏は、当社グループの営業基盤の強化を行うなど当社グループ事業に長く携わり、2015年12月より当社グループの中国企業体の責任者として、リーダーシップを発揮し、最大の海外市場である中国市場におけるミスミグループの成長を牽引してまいりました。また、2020年10月より中亜事業グループ統括として組織を牽引しております。これらの知見と経験を活かし、業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

再任

し みず しげ たか
清水 重貴

1971年11月28日生



■ 所有する当社の株式の数

55,200株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月 大倉商事(株) 入社
1999年4月 (株)ミスミグループ本社 入社
2015年12月 (株)ミスミ アジア企業体 企業体社長
2020年7月 (株)ミスミグループ本社 常務執行役員
2020年10月 (株)ミスミ IM企業体 企業体社長
2021年6月 (株)ミスミグループ本社 常務取締役(現任)
2022年4月 (株)ミスミ 日本企業体 企業体社長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

清水重貴氏は、当社グループの中国事業の立上げの中核を担うなど当社グループ事業に長く携わり、2015年12月よりアジア企業体の責任者としてリーダーシップを発揮し、アジア市場におけるミスミグループの成長に貢献してまいりました。また、2022年4月より日本企業体社長として組織を牽引しております。これらの知見と経験を活かし、業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

再任

ジョ ショウ ジュン
徐 少 淳

1964年1月28日生



■ 所有する当社の株式の数

12,400株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年9月 中国・上海商業局 財務処
1996年9月 伊藤忠(中国)集团有限公司 中国投資部主任
1998年8月 パナソニック電工(中国)有限公司 財務部長
2012年5月 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 入社
2017年4月 (株)ミスミ 中国企業体 執行役員
同 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 総経理
2021年10月 (株)ミスミ 中国企業体 執行役員常務
同 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 董事長 兼 総経理(現任)
2022年6月 (株)ミスミグループ本社 取締役(現任)
同 (株)ミスミ 中国企業体 企業体副社長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

徐少淳氏は、中国の官庁および複数の日本企業の中国事業の経験を経て、当社グループの中国における現地法人であるミスミ(中国)精密機械貿易有限公司に入社しました。2017年4月からは同社総経理、2021年10月からは同社董事長としてリーダーシップを発揮し、最大の海外市場である中国市場におけるミスミグループの成長に貢献してまいりました。これらの知見と経験を活かし、グローバル視点での業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

再任

社外

なか の よう いち

中野 庸一

1960年4月26日生



■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1990年5月 世界銀行グループ 国際金融公社 投資本部 入社
- 1996年6月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン 入社
- 2003年6月 縄文アソシエイツ(株) エグゼクティブ サーチコンサルタント
- 2011年8月 ハイドリック・アンド・ストラグルズ ジャパン合同会社
リーダーシップ・コンサルティング部門 パートナー
- 2013年1月 同 エグゼクティブ・サーチ部門 パートナー
- 2016年2月 (株)中庸 代表取締役社長(現任)
- 2019年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中野庸一氏は、2019年6月より、当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有するグローバルでの金融、コンサルティング、エグゼクティブ・サーチなど様々な業種での豊富な経験と経営者の人材開発についての幅広い見識を活かし、当社グループ経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。

中野庸一氏の選任が承認された場合、当社の筆頭社外取締役および指名・報酬委員会委員長に就任する予定です。

候補者番号

8

再任

社外

す せき とも はる

栖 関 智 晴

1957年2月18日生



■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年4月 住友電気工業(株) 入社
- 1997年1月 (株)レイケム 取締役
- 2001年11月 タイコエレクトロニクスレイケム(株) 代表取締役
- 2003年4月 (株)ディーアンドエムホールディングス 執行役
- 2004年11月 (株)OCC 代表取締役社長 兼 CEO
- 2007年3月 スミダコーポレーション(株) 執行役 COO
- 2010年9月 同 代表執行役社長
- 2020年3月 同 取締役 リスクマネジメント委員会議長
- 2021年3月 同 指名委員 兼 報酬委員
- 2021年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

栖関智晴氏は、2021年6月より、当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有するエレクトロニクス業界を中心とした複数のグローバル企業における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

9

新任

社外

や の けい こ
矢野 圭子

1958年12月18日生



■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 東洋工業(株) (現 マツダ(株)) 入社
1988年1月 Ford自動車 (日本) (株) 入社
2000年7月 (株)日本クライメイトシステムズ出向 常務取締役・経営企画室長
2005年11月 Visteon Japan Sales Director
2011年12月 (株)日本クライメイトシステムズ出向 常務取締役・経営企画室長
2012年9月 Johnson Controls Inc. Mazda General Manager
2014年7月 Visteon Corporation Sales Director
2020年10月 同 Vice President
同 Visteon Japan 代表取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

矢野圭子氏は、自動車および自動車部品業界において、日米の合弁会社を含む複数のグローバル企業において経営者を歴任され、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、当社グループの経営強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、すべての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者中野庸一、栖関智晴および矢野圭子の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
- (2) 当社は、取締役候補者中野庸一および栖関智晴の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。取締役候補者矢野圭子氏の選任が承認された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
- (3) 社外取締役に就任してからの年数について
- ①中野庸一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2019年6月から本株主総会終結の時をもって約5年間であります。
- ②栖関智晴氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2021年6月から本株主総会終結の時をもって約3年間であります。
- (4) 社外取締役の取締役会出席状況について
- ①中野庸一氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ②栖関智晴氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社と中野庸一、清水新および栖関智晴の各氏の間においては責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。中野庸一氏および栖関智晴氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また矢野圭子氏の選任が承認された場合、同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
5. 指名・報酬委員会について
- 当社は任意の委員会として、取締役の評価・報酬の決定および選解任、ならびに、代表取締役の後継者計画等について審議を行う指名・報酬委員会を設置しております。各社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社の指名・報酬委員会は、社外取締役が過半数を占める構成となる予定であります。
6. (株)ミスミグループ本社は、1989年5月に三住商事(株)から(株)ミスミへ商号変更し、2005年4月に(株)ミスミから(株)ミスミグループ本社へ商号変更しております。また、現(株)ミスミは、2005年4月に現(株)ミスミグループ本社から会社分割の方法により全事業を承継して設立されたものであります。
7. (株)駿河生産プラットフォームは、2011年1月に駿河精機(株)から(株)駿河生産プラットフォームへ商号変更しております。また、現(株)駿河精機(株)は、2011年1月に現(株)駿河生産プラットフォームから会社分割の方法により同社の光関連機器、F A関連部品等の販売事業であるO S T事業を承継して設立されたものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

当社グループのグローバルの事業拡大およびコーポレート・ガバナンス体制の強化に伴う監査機能の強化のため、監査役を1名増員し、新任の常勤監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

新任

おとこ ざわ いち ろう

男 澤 一 郎

1955年8月22日生



■ 所有する当社の株式の数

29,400株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1979年4月 日本鋼管(株)(現 J F Eエンジニアリング(株)) 入社
1997年3月 参天製薬(株) 社長室長
1999年7月 同 執行役員
2005年6月 同 取締役常務執行役員
2006年5月 アリックス・パートナーズ シニア・ディレクター
2007年7月 アドベント・インターナショナル(株) シニア・ディレクター
2011年4月 エイボン・プロダクツ(株)(現 エフエムジー & ミッション(株)) 取締役 C F O
2013年12月 (株)ミスミグループ本社 常務執行役員 C F O
2014年6月 同 常務取締役 C F O
2020年7月 同 常務取締役
2020年10月 (株)ミスミ 欧米事業グループ統括(現任)

■ 監査役候補者とした理由

男澤一郎氏は、複数の企業におけるC F Oとしての豊富な経験に加え、管理部門の責任者や事業責任者としての幅広い経験を有しております。この知見を活かし、2013年12月よりミスミグループのC F Oおよび本社スタッフ部門の責任者として、2020年10月からは欧米事業グループ統括として、業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。これらの幅広い経験および知見を当社の監査体制の充実・強化のために活かし、取締役の職務の執行を適切に監査することが期待できるため、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査役候補者男澤一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、すべての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。男澤一郎氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考)

取締役および監査役のスキル・マトリックス

当社グループの経営戦略に照らして取締役および監査役が備えるべきスキル等を特定したうえで、各取締役・監査役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成し、開示しております。

第2号議案および第3号議案が承認された場合、当社の取締役会および監査役会は以下のスキルを有するメンバーにより構成されることとなります。

取締役会の構成

氏名	地位	企業経営	事業戦略	グローバル (海外事業統括、 現法マネジメント等)	DX・IT	製造・ オペレーション (物流・CS等)	組織・ 人事戦略	財務・会計	ESG・リスク マネジメント・法務
西本 甲介	代表取締役	○	○				○	○	○
大野 龍隆	代表取締役	○	○	○	○	○			
清水 新	取締役	○	○		○	○			
金谷 知樹	取締役		○	○	○	○			
清水 重貴	取締役		○	○	○	○			
徐 少淳	取締役			○			○	○	○
中野 庸一	社外取締役	○		○			○	○	
栖関 智晴	社外取締役	○		○		○			○
矢野 圭子	社外取締役	○	○	○			○		
男澤 一郎	常勤監査役	○		○				○	○
和田 高明	常勤監査役			○		○	○		
野末 寿一	社外監査役			○					○
青野 奈々子	社外監査役	○						○	

※男性10名／女性3名、日本国籍12名／外国籍1名

社外取締役・社外監査役の独立性基準

当社は、一般の株主さまと利益相反が生じるおそれのない方を社外取締役・社外監査役の候補者とします。そのため、候補者は東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすこととし、少なくとも以下の各号に該当しないことを要件とします。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家または弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は当該団体に所属する者）
4. 過去1年間において、上記1.から3.に該当する者
5. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在する者
6. 上記1.から5.に該当する者の配偶者または二親等内の親族

第4号議案 社外取締役および監査役の報酬総額改定の件

当社は、2014年6月13日開催の第52回定時株主総会において、取締役の報酬総額を「年額11億円（うち社外取締役4千万円）以内」とご承認いただきました。

上記の基本報酬とは別に、取締役の中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株式の長期の保有により株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、2023年6月15日開催の第61回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与（年額8億5千万円以内）についてご承認いただき今日に至っております。

当社は、取締役会の監督機能の強化を図るため、社外取締役を第52回定時株主総会時点の1名からこれまでに3名に増員してきました。今後も社外取締役に期待される役割・責任にふさわしい豊富な経験と幅広い見識を保有する人材を確保するため、社外取締役の報酬を年額8千万円以内に改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬総額は現在の年額11億円以内から変更いたしません。現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認された場合、取締役は9名（うち社外取締役3名）に変更となります。

また、1993年6月28日開催の第31回定時株主総会において、監査役の報酬総額を「年額5千万円以内」とご承認いただきました。このご承認から30年以上が経過し、その間、事業規模の拡大やコーポレート・ガバナンス体制の強化により監査役の職務範囲は大きく広がってきました。さらに、第3号議案が原案どおり承認された場合、監査役は3名から4名に変更となります。

つきましては、この増員に対応し、役割・責任に見合った報酬水準を実現していくため、監査役報酬の総額につきましても年額8千万円以内に改定することをお願いするものであります。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、製造業を中心にグローバルで設備投資需要が低迷し、厳しい状況が続きました。中国においては、不透明な経済状況により需要が総じて低調に推移し、日本やアジアも一部の地域を除いて、需要低迷が継続しましたが、期末にかけて緩やかな回復基調が見られました。一方、欧米では、地政学リスクなど景気後退の影響を受け、下期より減速感が現れました。

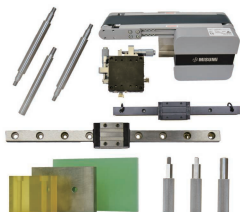
こうした環境において、当社はメーカー事業と流通事業を併せ持つユニークな業態を活かしています。これを支える事業基盤をグローバルで進化させ、顧客の確実短納期ニーズに応えることで世界の製造業を中心とした自動化関連産業に貢献しています。

これまで当社が築いてきたIT、生産、物流の強固な事業基盤やグローバル拠点網をさらに強化すべく、最大拠点の日本において基幹システムを刷新しました。同時に、新商品、新サービス開発を含む新事業政策の加速を継続した一方で、グローバルで設備投資需要低迷の影響を受け、売上・利益ともに前年比減少となりました。

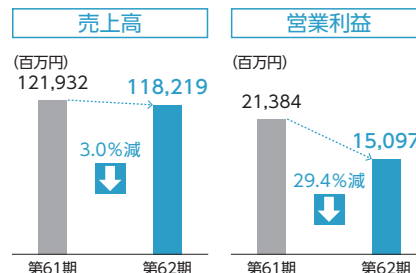
この結果、連結売上高は367,649百万円(前年同期比1.5%減)となりました。利益面につきましては、売上数量減、事業モデル革新に向けた新基幹システム導入に関わる費用増加等の影響により、営業利益は38,365百万円(前年同期比17.7%減)、経常利益は41,265百万円(前年同期比13.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は28,152百万円(前年同期比17.9%減)となりました。

報告セグメントの業績

F A 事業



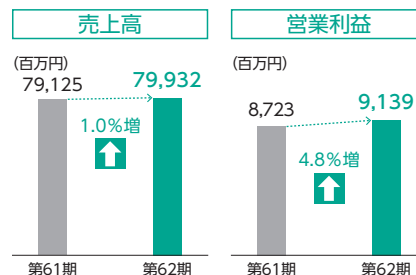
F A 事業は、日本においては前年並みの水準を維持できましたが、中国を中心に海外地域では低調に推移し、売上高は118,219百万円（前年同期比3.0%減）、営業利益は15,097百万円（前年同期比29.4%減）となりました。



金型部品事業



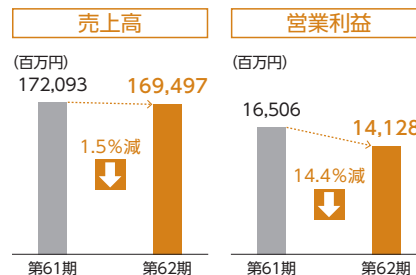
金型部品事業は、総じて全地域で軟調だったものの、アジア・欧州を中心に自動車関連需要を獲得し、為替効果もあり増収増益となりました。売上高は79,932百万円（前年同期比1.0%増）、営業利益は9,139百万円（前年同期比4.8%増）となりました。



VONA 事業



VONA 事業は、ミスブランド以外の他社製品も含めた製造・自動化関連設備部品、MRO（消耗品）等間接材を販売するミスグループの流通事業です。日本においては前年並みの水準を維持できましたが、海外地域では中国とアジアが顧客工場の稼働低迷影響を受け、低調に推移しました。売上高は169,497百万円（前年同期比1.5%減）、営業利益は14,128百万円（前年同期比14.4%減）となりました。



(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、全体で17,976百万円でした。その主な内容はシステム関連投資、生産設備投資および物流拠点投資であります。これらに要する資金は自己資金にて充当しております。なお、設備の売却、除却等については重要なものではありません。

(3) 対処すべき課題

世界経済および日本経済は、グローバルサプライチェーンの地域ブロック化が引き続き進展する中、今後も不透明な経営環境が続くものと想定しています。一方で、産業界では様々な社会課題を見据えて自動化の需要はグローバルで一層の高まりが期待されます。

当社では、こうした顧客のニーズに対応すべく、今後もIT、生産、物流の事業基盤を進化させ、「グローバル確実短納期」にさらに磨きをかけてまいります。

顧客時間価値の向上に向けて、地域市場、新事業、新商品、新サービス等の開発を加速させるとともに、異なる市場毎のニーズに対応できるように、各市場に合致したデジタルモデル化を推進してまいります。

①事業領域の拡大とグローバル展開

当社グループは、メーカー事業と流通事業を併せ持つ強みを最大限に発揮し、事業領域の拡大とグローバル展開を加速させています。メーカー事業では、F A事業、金型部品事業をグローバルで展開。従来のカatalog・WEBに加えてオンライン機械部品調達サービスである「meviy」を通じて、顧客の設備設計、調達プロセスを大幅に短縮させ、利便性の向上に貢献しています。

流通事業においては、VONA事業として他社ブランドを含めた商品領域を拡大させると同時に、当社顧客需要・特性に適合した独自の品揃え・サービスによりグローバル展開の加速を強力に推進しています。こうした取り組みを通じて、今後の持続的成長を実現してまいります。

②デジタルモデルシフト

グローバルの顧客ニーズに対応するため、事業モデルを各地域・国で進化させていくことが求められています。そのために、各地域・国の市場の特性に合わせた商品・サービス開発や、デジタルモデルの加速、サプライチェーンの強靱化などを進めてまいります。

引き続き、多様化する自動化ニーズに対応すべく、新たなデジタルモデルを継続開発するとともに、地域ごとの成長戦略と組み合わせ、「グローバル確実短納期」の更なる進化を図ります。

また、IT、生産、物流の事業基盤の強化に取り組んでおり、最大拠点の日本において基幹システムを刷新しました。

③社会の持続的発展への貢献

当社グループは顧客に「確実短納期」と「顧客の工数削減」による「時間価値」創出を提供しています。それを支える事業ドメインの「インダストリアル・オートメーション産業」は、様々な社会活動の自動化・省力化などを実現し、社会の持続的発展に不可欠な存在です。

当社の成長は、社員一人ひとりの挑戦によって実現され、「顧客時間価値」への貢献を生み、顧客が栄え、社会が栄え、さらに社員も栄える成長の連鎖、すなわち成長連鎖経営を志向します。これらに繋がる当社グループのサステナビリティに関する考え方、取り組みについては、次項以降をご参照ください。

(ご参考)

サステナビリティに関する考え方

当社グループは社員の挑戦を起点とした成長連鎖経営を志向します。社員の挑戦により向上した「顧客時間価値」により、顧客が栄え、社会が栄え、さらに社員も栄える成長連鎖を目指します。

顧客・サプライヤーの「あらゆるムダの排除」により同業界の非効率解消に貢献しています。インダストリアル・オートメーション産業は様々な社会活動の自動化・省力化などを実現し、社会の持続的発展に不可欠なものとして寄与しています。社会の持続的発展が産業界の需要を創出し、それは当社グループにとって新たな機会の創出にも繋がります。

当社グループはこの循環の確立に貢献することで社会、産業界の持続的発展を支え、当社グループ自身の持続的成長に繋げていきたいと考えています。

サステナビリティに関する取り組み

●気候変動対応

当社グループは事業活動を通して、地球温暖化防止などの気候変動対策に取り組んでおり、2021年9月にTCFD提言への賛同、「TCFDコンソーシアム」への参画を表明しています。

2050年のカーボンゼロを実現するために、2030年度の温室効果ガス排出量（スコープ1,2）を、2020年度対比で42%削減する目標を設定し、2022年度においてはグループ全体の排出量（スコープ1,2）につき2020年度排出量比で70%にあたる49千トン-CO2を削減することができました。具体的な削減施策は、ベトナムの生産拠点における太陽光発電の導入、主要生産拠点における省エネ推進、国内生産拠点および本社ビルにおけるCO2フリー電気の導入、ベトナム、中国、タイ、インドの生産拠点を対象とした再エネ電力証書の積極活用となります。今後も温室効果ガスの排出削減につき一層取り組んでまいります。

気候変動への取り組み当社ウェブサイト：<https://www.misumi.co.jp/esg/environment/climate>

●人権の尊重

当社グループでは、人権の尊重をすべての活動の基本原則と考え、事業に関わるすべての人々の人権を尊重しています。「ミスミグループ人権方針（以下「人権方針」）」を定め、常に国際社会と協調した経営や行動に努めております。

「人権方針」では、当社グループが重点的に取り組むべき人権課題を特定し、適切に対処しています。

当社グループは、全ての社員に「人権方針」を周知徹底するとともに、仕入先等のビジネスパートナーに対しても理解・支持をいただくよう努めています。また、当社グループは、人権リスクを評価・特定し、その人権リスクを防止または軽減する施策を実施します。

人権方針の詳細：https://www.misumi.co.jp/sites/default/files/2023-04/misumi_humanright.pdf

●サプライチェーンマネジメント

当社グループは「サステナブル調達ガイドライン」を策定し運営しています。同ガイドラインについて主要仕入先に対して合意を促すとともに、人権の尊重、安全衛生の推進および管理体制構築状況の実態調査を行っています。加えて、環境活動の取り組みについては、温室効果ガス排出量削減に向けたエネルギー使用データの共有や削減に向けての算出を行うなど、協調して持続可能な調達活動の向上に取り組んでおり、更にこの活動の拡大を図っています。

今後もサプライチェーン全体を視野に入れて、リスク・機会の定量的把握と実質的な対応策の立案・実行を進めてまいります。

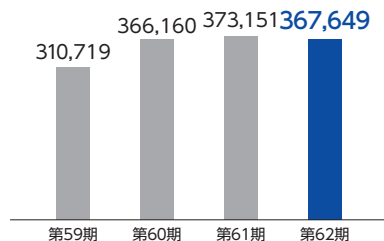
(4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第59期 (2021年3月期)	第60期 (2022年3月期)	第61期 (2023年3月期)	第62期 (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	310,719	366,160	373,151	367,649
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	17,138	37,557	34,282	28,152
1株当たり当期純利益 (円)	60.36	132.15	120.53	99.75
総 資 産 (百万円)	288,921	347,390	378,458	413,517
純 資 産 (百万円)	233,569	279,959	314,224	347,679

(注) 第60期(2022年3月期)より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

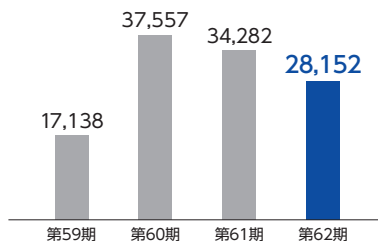
売上高

(百万円)



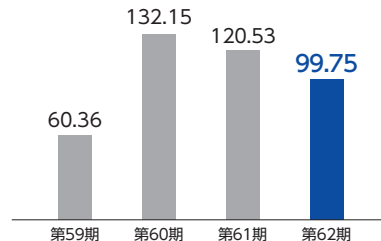
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



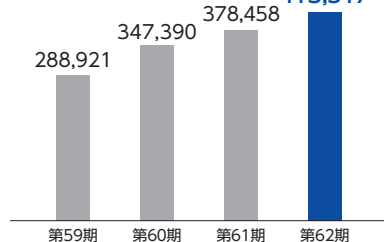
1株当たり当期純利益

(円)



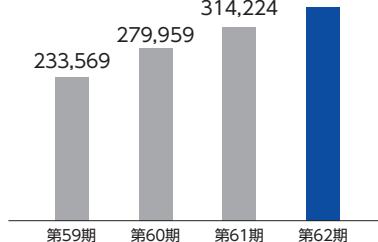
総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



(5) 主要な事業内容

F Aなどの自動機の標準部品を主に扱うF A事業、自動車や電子・電気機器などの金型部品を主に扱う金型部品事業、流通事業として、ミスミブランド以外の他社商品も含めた製造・自動化関連設備部品、M R O（消耗品）等の間接材を販売するV O N A事業で構成されております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ミスミ	百万円 850	100.0%	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
駿河精機株式会社	百万円 100	100.0%	F A事業
株式会社駿河生産プラットフォーム	百万円 491	100.0%	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司	千RMB 587,328	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
SURUGA SEIKI (NANTONG) CO., LTD.	千RMB 624,769	100.0% (100.0%)	F A事業
MISUMI KOREA CORP.	千KRW 700,000	100.0%	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
SAIGON PRECISION CO., LTD.	千US\$ 95,200	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	千THB 118,805	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
MISUMI USA, INC.	千US\$ 4,900	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
Dayton Progress Corporation	千US\$ 348	100.0% (100.0%)	金型部品事業
MISUMI Europa GmbH	千EUR 6,500	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
Dayton Progress-Perfuradores Lda	千EUR 400	100.0% (100.0%)	金型部品事業

(注) 1. 上記を含め、連結子会社数は51社、持分法適用会社数は2社であります。

2. 「当社の出資比率」の欄の(内書)は間接所有であります。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な営業所および事業所

会 社 名	所 在 地
当社（本社）	東京都千代田区
株式会社ミスミ	東京都千代田区
駿河精機株式会社	静岡県静岡市
株式会社駿河生産プラットフォーム	静岡県静岡市
ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司	中国 上海
SURUGA SEIKI (NANTONG) CO., LTD.	中国 南通
MISUMI KOREA CORP.	韓国 ソウル
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベトナム ホーチミン
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨン
MISUMI USA, INC.	米国 イリノイ
Dayton Progress Corporation	米国 オハイオ
MISUMI Europa GmbH	ドイツ フランクフルト
Dayton Progress-Perfuradores Lda	ポルトガル アルコバサ

(8) 従業員の状況

従 業 員 数 (名)	前期末比増減数 (名)
11,039	765 減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 派遣社員等の臨時従業員数を含む 2024年3月末時点の人員数は11,814名であります。

(9) 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関とコミットメントライン契約（融資限度額150億円）を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,020,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 281,839,798株 (自己株式3,008,099株を除く)
- (3) 株 主 数 10,912名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	50,589	17.9
株式会社日本カストディ銀行	22,282	7.9
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	18,901	6.7
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	12,498	4.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	5,829	2.1
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	5,650	2.0
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,140	1.8
JPモルガン証券株式会社	4,879	1.7
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	4,860	1.7
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	4,859	1.7

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (3,008,099株) を控除して計算しております。

2. 持株比率のパーセントは、小数点第2位以下を四捨五入しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	114,500株	5名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	西本甲介	
代表取締役社長	大野龍隆	株式会社ミスミ 代表取締役社長
常務取締役	金谷知樹	株式会社ミスミ 中亜事業グループ統括 兼 アジア企業体 企業体社長
常務取締役	清水重貴	株式会社ミスミ 日本企業体 企業体社長
取締役	徐少淳	ミスミ（中国）精密機械貿易有限公司 董事長 兼 総経理 株式会社ミスミ 中国企業体 企業体副社長
取締役	中野庸一	株式会社中庸 代表取締役社長
取締役	清水新	株式会社オープンアップグループ 社外取締役
取締役	栖関智晴	
常勤監査役	和田高明	株式会社駿河生産プラットフォーム 監査役 駿河精機株式会社 監査役
監査役	野末寿一	弁護士（静岡のぞみ法律特許事務所） 静岡ガス株式会社 社外取締役 レック株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社赤阪鐵工所 社外取締役
監査役	青野奈々子	株式会社GEN 代表取締役社長 日本製紙株式会社 社外監査役 株式会社明光ネットワークジャパン 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役中野庸一、清水新および栖閑智晴の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役野末寿一および青野奈々子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役野末寿一氏は、弁護士の資格を有しております。
 4. 監査役青野奈々子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役中野庸一、取締役清水新、取締役栖閑智晴、監査役野末寿一および監査役青野奈々子の各氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める独立性基準（17頁）を満たし、当社はその全員を、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

①取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				支給対象となる 役員の数（名）
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬		
				ストック・ オプション	譲渡制限付株式	
取締役 (うち社外取締役)	725 (36)	258 (36)	34 (—)	194 (—)	237 (—)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	40 (16)	40 (16)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計	765	298	34	194	237	11

(注) ストック・オプションに関しては、2023年6月15日開催の第61回定時株主総会において承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い制度を廃止したため、当連結会計年度において新たな付与を行っておりませんが、過年度の付与分につき当連結会計年度に費用計上した報酬等の額を記載しております。なお、企業会計基準に則り、業績連動型ストック・オプションは割当決議後36ヶ月に亘って按分して費用計上し、譲渡制限付株式は12ヶ月に亘って按分して費用計上しております。

②業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。業績連動報酬等の額は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高めるため、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を算定の基礎としており、これらを総合的に勘案の上、各取締役の報酬額を決定しております。当連結会計年度における業績指標の実績は、連結経常利益については連結損益計算書（42頁）に、配当額については参考書類第1号議案（7頁）に記載のとおりであります。

③非金銭報酬等の内容

2023年6月15日開催の第61回定時株主総会にて、取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の発行をご承認いただいております。譲渡制限付株式の概要は、以下のとおりです。

譲渡制限付株式の概要

1. 譲渡制限付株式の割当て

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として年額8億5千万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。なお、1株あたりの払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定するものといたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること、および下記3に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給するものといたします。

2. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において対象取締役に對して発行または処分する当社の普通株式の総数は50万株を上限といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該総数を合理的に調整するものといたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

上記による当社の普通株式の発行または処分に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものといたします（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものといたします。

(3) マルス/クローバック条項

当社は、対象取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該対象取締役の報酬（受益権含）を没収または返還請求する旨の条項を定めるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の規定にかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものとしたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとしたします。

(注) 当連結会計年度以前に付与したストック・オプションの概要については、第62回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）の「事業報告 新株予約権等に関する事項」をご参照ください。

④取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬の額は、2014年6月13日開催の第52回定時株主総会において年額11億円以内（うち社外取締役4千万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与およびストック・オプションとしての新株予約権は含んでおりません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。

また、当該報酬とは別枠で2023年6月15日開催の第61回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額8億5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）であります。

当社監査役の報酬等の額は、1993年6月28日開催の第31回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年5月18日の取締役会において取締役の個人別の報酬等に係る決定方針（以下「決定方針」という）を定めており、その内容は下記のとおりであります。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で合議により具体的な決定を行っているため、取締役会としても当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 役員報酬の基本方針および構成

当社は取締役の報酬等の額に関して、過去の経験、市場水準とその貢献に照らして妥当な報酬を付与することを方針とする。具体的には、取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」、長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式」の3つで構成する。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみの支給とする。

(1) 基本報酬

基本報酬については、各取締役の役割と職位に応じて金額を決定し、市場水準等を勘案し、月例の固定報酬として支給する。

(2) 業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高める目的で、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を総合的に勘案の上、各取締役の報酬額を決定し、賞与として毎年、一定の時期に支給する。

(3) 長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）

長期インセンティブ報酬は、中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高める目的で譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式は、各取締役の個人評価に基づき付与数を決定した上で、毎年一定の時期に付与するものとし、その譲渡制限は、取締役が、当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員いずれの地位をも喪失することをもって解除するものとする。

ただし、譲渡制限付株式の付与に制約がある場合は、譲渡制限付株式の付与に代えて、金銭を支給することとする。

2. 基本報酬、業績連動報酬、長期インセンティブ報酬の額の割合

当社の取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略・事業環境、職責および中長期的なインセンティブ等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考に、適切に設定する。なお、業績連動報酬の額と長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）の付与数は、業績および個人評価に応じて変動し、年度によっては全く支給しないこともあり得る。

3. 取締役の個人別の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬その他報酬に関する事項については、代表取締役が報酬案を作成の上、社外取締役および代表取締役で構成される指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）にて、各委員の合議の上、決定することとする。なお、長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）については、同様の手続きでの指名・報酬委員会における決定に加えて、取締役会で発行の決議を行う。

4. 役員報酬返還条項

取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該役員の報酬（受益権含）を没収または返還請求する場合がある。

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、個人別の報酬その他報酬に関する事項について、代表取締役社長大野龍隆氏が報酬案を作成の上、社外取締役中野庸一氏、社外取締役清水新氏、社外取締役栖閑智晴氏、代表取締役会長西本甲介氏および代表取締役社長大野龍隆氏で構成される指名・報酬委員会にて、各委員の合議の上決定いたしました。個人別の報酬その他報酬に関する事項の決定権限を指名・報酬委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性および説明責任を強化するためです。なお、長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）については、発行の都度、指名・報酬委員会で付与数等を審議・決定の上、取締役会にて決議しております。

⑦役員報酬返還に関する事項

当社は、取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該役員の報酬（受益権含）を没収または返還請求する旨（マルス/クローバック条項）を定めています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に、重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
<p>中野 庸一 (社外取締役)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。 また、当事業年度開催の指名・報酬委員会7回のうち7回に委員として出席し、客観的・中立的な立場から、取締役の評価・報酬の決定および選解任や代表取締役の後継者計画等についての審議に関与し、適切な監督を行っております。 ・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
<p>清水 新 (社外取締役)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。 また、当事業年度開催の指名・報酬委員会7回のうち7回に委員として出席し、客観的・中立的な立場から、取締役の評価・報酬の決定および選解任や代表取締役の後継者計画等についての審議に関与し、適切な監督を行っております。 ・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。

氏 名	主 な 活 動 状 況
栖 関 智 晴 (社外取締役)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。 また、当事業年度開催の指名・報酬委員会7回のうち7回に委員として出席し、客観的・中立的な立場から、取締役の評価・報酬の決定および選解任や代表取締役の後継者計画等についての審議に関与し、適切な監督を行っております。 ・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
野 末 寿 一 (社外監査役)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会24回のうち24回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。 ・監査役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
青 野 奈 々 子 (社外監査役)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会24回のうち24回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。 ・監査役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第29条第2項および同第39条第2項に、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区 分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。
社外監査役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等（法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する訴訟を除く）を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および会社法上の当社子会社の過去、現在または将来における取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員（適用される法域においてこれらに準ずる地位に対応すると解される個人を含みます。）ならびに管理監督および指揮命令を行う従業員（常勤、非常勤および季節的な従業員を含みます。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬	62百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	103百万円

なお、当社の主要な海外子会社は、Deloitte Touche Tohmatsuの監査を受けております。

- (注) 1. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額の合計であります。
2. 上記報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬の見積りの算定根拠等を確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき相当と判断し、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき「内部統制システムの基本方針」の決議を行っており、その内容は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役会、グループ本社役員会等重要な会議における議事録を法令、規程に従い作成し、適切に保管する。
- ② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ミスミグループ本社およびその子会社（以下総称して「ミスミグループ」と呼ぶ）の法令遵守、環境、情報、輸出管理、自然災害等のリスクに対しては、各種規程・社内ルール・マニュアルを整備し、リスク管理体制を構築する。
 - ・ミスミグループに不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し迅速に対応するとともに、その経過を取締役に報告する。
- ③ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ミスミグループの経営計画は最終的に取締役会で承認を行い、月次開催のグループ本社役員会にてその進捗確認を行う。
 - ・進捗確認等により発見された重要事項は、取締役会またはグループ本社役員会等で討議する。
 - ・毎月の取締役会では、業績報告を行い、業績の監視と重要事項に対する助言および指導を行う。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ミスミグループの役職員は、ミスミグループ行動規範を遵守し、法令および定款に適合することを確保する。
 - ・職務権限規程等のミスミグループの意思決定ルールにより、職務の執行が適正に行われる体制をとる。
 - ・法令や規程・社内ルールに対する違反、および違反の疑いがある行為の早期発見のために、ミスミグループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、通報者への不利益な取扱いの防止を保証する。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ミスミグループ本社は、各子会社の業績および業務の執行状況について、月1回、子会社に報告させる。
 - ・ミスミグループ本社は、グループ本社役員会で各子会社における業績報告や経営計画の進捗確認を行うことで、各子会社の業務の適正性を確保する。
 - ・内部監査部門は、各子会社に対して定期的に業務監査を実施する。
 - ・反社会的勢力に対して、ミスミグループ行動規範でその関係断絶を定め、ミスミグループ全体として毅然とした態度で臨み対応する。

- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ・ 監査役は監査役補助者の任命を自由に行えるものとし、監査役補助者の人事異動、評価等については、監査役が関与する。
 - ・ 監査役補助者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指示に従って業務を遂行する。
- ⑦ 当社の監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役は取締役会、グループ本社役員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人は、ミスミグループに著しい影響を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるときは監査役に速やかに報告する。
 - ・ ミスミグループの役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、これに応じて適切に報告を行う。
 - ・ 監査役は会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行い、会計監査人に対しては、必要に応じて報告を求める。
 - ・ 内部通報制度の担当部署は、ミスミグループの内部通報の状況について定期的に監査役に報告する。
 - ・ 監査役へ報告を行ったミスミグループの役職員への不利益な取扱いの防止を保証する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役の職務の執行について生じる費用等につき、毎年一定額の予算を設ける。また、その他監査役の職務の執行について必要な費用については、監査役からの請求により速やかに前払いまたは費用精算を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」を定め、業務の適正を確保する体制を整備しています。当該基本方針は、社内外の環境変化等の必要性に応じて見直しており、上記のとおり、取締役会において、会社法改正を反映した改訂を決議しています。

当社は、「内部統制システムの基本方針」の当事業年度の運用状況について評価を行い、内部統制システムは適正に運用されており重大な不備はないことを確認しました。

当事業年度における、内部統制システムに関する主な取り組みは、以下のとおりであります。

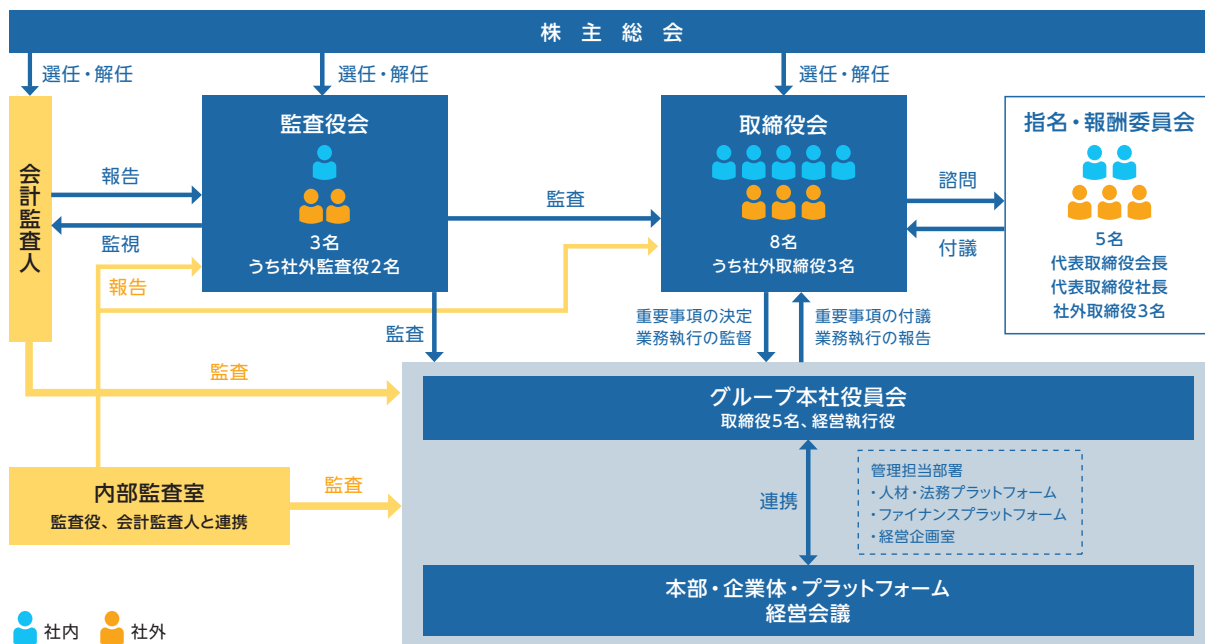
- ・ 当社は、取締役会を14回開催しました。取締役会およびグループ本社役員会は、グループとしての重要な意思決定を行うとともに、本部・企業体・プラットフォーム・子会社の執行状況の確認・監督指導等の役割機能を適切に果たしています。
- ・ 当社グループの主要拠点において事業遂行・情報・財務・人事労務・法務等の総合的なリスク評価を定期的実施し、その結果を取締役に報告しています。重要なリスクに対しては、主管部門を明確にし、対応策を実施しています。重要なリスクへの対応の一つとして、災害等の発生時の事業継続計画（BCP）を策定しております。
- ・ 当社グループの重要拠点において、コンプライアンス研修や法務研修を実施し、それらの研修を通じてミスミグループ行動規範や法令遵守の周知徹底を図っています。
- ・ 当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、適切に運用しています。

- ・ 監査役および監査役会の体制整備や連携については、社外取締役を含む取締役との面談機会の充実や当社グループの管理部門との連携に加え、専任の子会社監査役体制の充実や監査役補佐体制の強化など、監査環境の整備が継続的に図られています。
- ・ 内部監査部門が取締役会および監査役会に対して適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役の連携を確保しています。また、取締役会は、全社的な内部統制やリスク管理体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督しています。

(ご参考)

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会、グループ本社役員会及び監査役会により、業務執行の監督と監査を行っています。



(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

※本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	313,381	流動負債	49,929
現金及び預金	148,848	支払手形及び買掛金	20,984
受取手形及び売掛金	75,869	リース債務	1,784
商品及び製品	64,269	未払金	9,583
仕掛品	4,162	未払法人税等	5,791
原材料及び貯蔵品	9,946	賞与引当金	3,118
未収還付法人税等	3,549	役員賞与引当金	34
その他	7,037	その他	8,633
貸倒引当金	△302	固定負債	15,908
固定資産	100,136	リース債務	5,034
有形固定資産	51,042	繰延税金負債	648
建物及び構築物	14,252	退職給付に係る負債	7,436
機械装置及び運搬具	16,084	事業整理損失引当金	1,138
土地	3,880	その他	1,649
使用権資産	5,366	負債合計	65,837
建設仮勘定	8,512	(純資産の部)	
その他	2,946	株主資本	295,942
無形固定資産	36,109	資本金	14,146
ソフトウェア	29,709	資本剰余金	24,303
その他	6,399	利益剰余金	266,651
投資その他の資産	12,984	自己株式	△9,159
投資有価証券	6	その他の包括利益累計額	48,573
繰延税金資産	7,679	為替換算調整勘定	48,476
その他	5,693	退職給付に係る調整累計額	96
貸倒引当金	△395	新株予約権	2,087
資産合計	413,517	非支配株主持分	1,076
		純資産合計	347,679
		負債・純資産合計	413,517

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		367,649
売上原価		200,272
売上総利益		167,377
販売費及び一般管理費		129,011
営業利益		38,365
営業外収益		
受取利息	3,412	
持分法による投資利益	33	
補助金収入	327	
雑収入	426	4,199
営業外費用		
支払利息	147	
為替差損	619	
固定資産除却損	312	
雑損失	220	1,299
経常利益		41,265
特別損失		
減損損失	148	
事業整理損	1,897	2,045
税金等調整前当期純利益		39,219
法人税、住民税及び事業税	11,853	
法人税等調整額	△888	10,964
当期純利益		28,254
非支配株主に帰属する当期純利益		102
親会社株主に帰属する当期純利益		28,152

連結株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年4月1日残高	13,936	24,292	245,557	△80	283,706
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	209	209	－	－	419
剰余金の配当	－	－	△7,058	－	△7,058
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	28,152	－	28,152
自己株式の取得	－	－	－	△10,000	△10,000
自己株式の処分	－	△197	－	921	723
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	209	11	21,093	△9,079	12,235
2024年3月31日残高	14,146	24,303	266,651	△9,159	295,942

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2023年4月1日残高	27,508	71	27,580	1,989	948	314,224
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	419
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△7,058
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	28,152
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△10,000
自己株式の処分	－	－	－	－	－	723
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	20,968	24	20,993	98	128	21,219
連結会計年度中の変動額合計	20,968	24	20,993	98	128	33,455
2024年3月31日残高	48,476	96	48,573	2,087	1,076	347,679

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	122,456	流動負債	57,574
現金及び預金	63,995	未払金	2,234
未収入金	5,595	関係会社預り金	54,645
関係会社預け金	51,073	未払法人税等	149
その他	1,792	賞与引当金	149
		役員賞与引当金	34
		その他	359
		固定負債	1,150
		退職給付引当金	1,129
		その他	20
		負債合計	58,725
固定資産	33,915	(純資産の部)	
投資その他の資産	33,915	株主資本	95,559
関係会社株式	32,320	資本金	14,146
繰延税金資産	1,116	資本剰余金	21,204
その他	478	資本準備金	20,844
		その他資本剰余金	359
		利益剰余金	69,369
		利益準備金	402
		その他利益剰余金	68,966
		別途積立金	27,400
		繰越利益剰余金	41,566
		自己株式	△9,160
		新株予約権	2,087
		純資産合計	97,646
資産合計	156,372	負債・純資産合計	156,372

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		60,348
営業費用		13,219
営業利益		47,128
営業外収益		
受取利息	2,145	
受取手数料	300	
雑収入	17	2,463
営業外費用		
支払利息	2,094	
雑損失	23	2,118
経常利益		47,473
税引前当期純利益		47,473
法人税、住民税及び事業税	17	
法人税等調整額	95	112
当期純利益		47,361

株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
2023年4月1日残高	13,936	20,635	557	21,192	402	27,400	1,264	29,067
事業年度中の変動額								
新株の発行	209	209	—	209	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△7,058	△7,058
当期純利益	—	—	—	—	—	—	47,361	47,361
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△197	△197	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	209	209	△197	11	—	—	40,302	40,302
2024年3月31日残高	14,146	20,844	359	21,204	402	27,400	41,566	69,369

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2023年4月1日残高	△81	64,114	1,989	66,104
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	419	—	419
剰余金の配当	—	△7,058	—	△7,058
当期純利益	—	47,361	—	47,361
自己株式の取得	△10,000	△10,000	—	△10,000
自己株式の処分	921	723	—	723
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	98	98
事業年度中の変動額合計	△9,079	31,444	98	31,542
2024年3月31日残高	△9,160	95,559	2,087	97,646

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一 貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 淳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第62期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社 ミスミグループ本社 監査役会
常勤監査役 和田高明 ㊟
社外監査役 野末寿一 ㊟
社外監査役 青野奈々子 ㊟

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一 貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 淳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換を通じて情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役や使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の実態を調査すると共に各社の取締役及び使用人等から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会で定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に基づき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について説明を求め、また内部監査部門より定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社ミスミグループ本社 監査役会

常勤監査役 和田 高明 ㊞

社外監査役 野末 寿一 ㊞

社外監査役 青野 奈々子 ㊞

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区九段南1丁目6番5号
ミスミグループ本社（九段会館テラス14階）
※会場受付は1階にご用意しております。
TEL 03-6777-7800 代表

交通

東京メトロ 九段下駅（半蔵門線・東西線）4番出口より徒歩1分
都営地下鉄 九段下駅（新宿線）4番出口より徒歩1分



※駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。